

平成27年4月版

施工体制チェックポイント

1. 施工体制台帳等の確認

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備考
[1] 主任技術者又は監理技術者の確認	工事着 前・ 工事施 工 中	当初 ・ 変更時	主任技術者又は監理技術者の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認、監理技術者講習修了証の有効期限を、発注者支援データベースシステム(JCIS)にて確認する。JCIS未配置課所は建設管理課に「現場代理人等通知書」を送付し確認を行う。JV工事においては、構成員の技術者についても確認する。
[2] CORINSの確認			登録前の事前内容確認。登録後の「登録内容確認書」の写しの收受。
[3] 下請負人通知、施工体制台帳が提出され、必要事項が記載されているか、必要書類が添付されているか確認			建設業法施行規則第14条の2第1項 埼玉県建設工事標準請負約款第7条の2
① 施工体制台帳作成特定建設業者(元請負人)の建設業許可業種			
② 建設工事の名称、内容及び工期			
③健康保険等の加入状況			健康保険、厚生年金、雇用保険それぞれについて確認する。適用除外となっている企業の場合は、証明する資料を確認する。
④ 発注者と請負契約を締結した年月日、発注課所名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地			
⑤ 発注者監督員の氏名、権限及び元請負人からの意見の申出方法			権限:約款による。意見の申出方法:書面による等。
⑥ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか			請負額2,500万円以上の主任技術者は専任。 監理技術者は専任。
⑦ 現場代理人の氏名、権限及び発注者からの意見の申出方法			
⑧ 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主			
⑨ 下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況			健康保険、厚生年金、雇用保険それぞれについて確認する。適用除外となっている企業の場合は、証明する資料を確認する。
⑩ 全ての 下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期			
⑪ 全ての 下請負人が元請負人(注文者)と下請契約を締結した年月日			
⑫ 元請負人が監督員を置くときは、当該監督員の氏名、権限及び下請負人からの意見の申出方法			
⑬ 下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名、権限及び元請負人からの意見の申出方法			
⑭ 下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及び専任か否かの別			下請負工事においても、請負代金額が2,500万円以上(ただし、建築一式工事の場合は、5,000万円以上)で
⑮ 下請負人が主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格			
⑯ 下請負契約を締結した元請負人の営業所の名称及び所在地			
⑰ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況			

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備考
[4] 施工体制台帳の添付書類は揃っているか確認	工事着工前 ・ 工事施工中	当初 ・ 変更時	建設業法施行規則第14条の2第2項による。
① 2次以下の下請負人を含め、商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況を記載した、全ての請負契約書の写しが添付されているか			建設業法施行規則第14条の2第2項第1号による。健康保険、厚生年金、雇用保険それぞれについて確認する。適用除外となっている企業の場合は、証明する資料を確認する。
② 下請負契約書に必要事項が記載されているか			建設業法第19条第1項による。
(1) 工事内容、請負代金の額、工事着手の時期及び工事完成の時期			
(2) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法			支払いはできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払い。手形期間は120日以内で、できる限り短い期間。
(3) 設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め			
(4) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め			
(5) 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更			
(6) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め			
(7) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め			
(8) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期			完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡し申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
(9) 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法			元請けが支払いを受けてから下請負人に支払うまで1月以内。 特定建設業者は、引き渡しの申出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
(10) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金			
(11) 契約に関する紛争の解決方法			
③ 必要事項が記載された全ての再下請負通知書の写しが添付されているか			必要事項は建設業法施行規則第14条の4第1項による。
(1) 下請負人の商号、名称、住所、許可番号			
(2) 下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称			請負契約書の写しの添付。

(3) 再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況

(4) 下請負人が再下請負人と締結した請負契約について(工事の名称、内容、工期、請負契約を締結した年月日)

(5) 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法(ま

(6) 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の

(7) 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別

(8) 再下請負人が主任技術者に加え専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する

(9) 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況

④ 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格者を有することの証明書の写し(専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。)

建設業法施行規則第14条の2第2項第2号による。監理技術者資格者証の所属建設業者と受注者が同一であるか確認。監理技術者資格者証の提示も求め、写真、裏書き等についても確認をする。

チェックポイント(〔4〕続き)	確認時期	確認頻度	備考
⑤ 主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係(注)にあることを証明するものの写しが添付されているか	工事着工前 ・ 工事施工中	当初 ・ 変更時	建設業法施行規則第14条の2第2項第3号による。健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し等。監理(主任)技術者においては、請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要。
⑥ 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証するものの写し及び直接的かつ恒常的な雇用状況にあることを証するものの写しが添付されているか			建設業法施行規則第14条の2第2項第3号による。
[5] 施工範囲等の確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか、上請け、横請けの可能性の確認等)			契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。 下請けに地元以外の建設業者(元請が地元の場合)又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請けにいないか。
[6] JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認			代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
[7] 下請負人の中に無許可業者いる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては、1,500万円以上)の下請けをさせていないかの確認			契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は、許可部局(大臣許可は、各地方整備局。都道府県許可は、各都道府県の建設業許可担当(埼玉県は建設管理課建設業担当))に照会する。

(注)「恒常的な雇用関係」とは

元請負人の専任の主任技術者・監理技術者については、元請負人との3か月以上の雇用関係が必要。

- ① 一般競争入札、公募型指名競争入札及び意向反映型指名競争入札等の場合は、参加申込等、最初に提出する書類の提出期限の日から3か月前
 - ② 指名競争入札の場合は、入札日から3か月前
 - ③ 随意契約の場合は、契約日から3か月前
- に技術者を雇用していることが必要。

H16.6.30技管第140号「埼玉県発注工事における配置技術者の恒常的な雇用関係の周知について」

2. 工事現場における標識等の確認

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備考
[1] 施工体制台帳が工事現場に備え置かれているか確認	工事施工中	工事着工時 ・ 変更時	建設業法第24条の7による。 提出された施工体制台帳と内容に相違がないかについても確認。
[2] 施工体系図が工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げられているか確認			建設業法第24条の7による。 入札契約適正化法第13条第3項による。
[3] 下請負人が再下請負を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか確認		工事着工時	建設業法施行規則第14条の3による。 掲示文の例は以下参照。
[4] 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		工事着工時 ・ 変更時	建設業法第40条による。 公衆の見易い場所に必要事項(①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号、業種、③商号又は名称、④代表者氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名)が記載された標識が掲げられているか確認。
[5] 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識を掲示しているか確認		工事着工時	建退共の 加入状況を確認 。疑義が生じた場合は、 現場従事者に対して共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が備えている共済証紙受払簿(中小企業退職金共済法施行規則第90条)を提出させる。
[6] 労災保険に関する標識を掲示しているか確認			労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示状況若しくは備え付け状況の確認(労働者災害補償保険法施行規則第49条)

再下請負通知を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、
 ① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。
 ② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

- ・作成建設業者の商号 ○○建設(株)
- ・再下請負通知書の提出場所 工事現場内、△△営業所

3. 工事現場における施工状況の確認

チェックポイント	確認時期	確認頻度	備考
[1] 主任技術者又は監理技術者の現場専任の確認	工事施工中	(1回/月)程度	日報等により専任の確認。 施工体制台帳に記載された主任技術者又は監理技術者と現場の人物が同一であるかも確認。 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。 主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認
[2] 元請負人の施工内容の確認			施工体制台帳等の記載内容と元請負人の施工内容に相違がないか確認。
[3] 元請負人(主任技術者又は監理技術者)の実質的関与状況の確認			下請負人の施工状況・内容及び下請負契約書に相違がないか確認。 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業をしていないか確認。 無許可業者がいる場合、500万円以上(建築一式工事にあっては、1,500万円以上)の契約をしていないか確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局(大臣許可は、各地方整備局。都道府県許可は、各都道府県の建設業許可担当(埼玉県は建設管理課建設業担当))に照会する。
[4] 全ての下請負人の施工内容の確認			施工体制台帳等の記載内容と下請負人の施工内容に相違がないか確認。 施工体制台帳等に記載のない下請負人が工事現場において作業をしていないか確認。 無許可業者がいる場合、500万円以上の契約をしていないか確認。
[5] 専任が義務付けられている下請負人の主任技術者の現場専任の確認		日報等により専任の確認。また施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であるかも確認。 ※専任違反の場合、一括下請負の疑義あり。	
[6] 専任が義務付けられている下請負人の主任技術者が、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの確認		下請工事着工時・変更時	健康保険被保険者証等の提示を求め確認。 ※所属違反の場合、一括下請負の疑義あり。 ※下請負人の主任技術者においては、必ずしも、恒常的な雇用関係の期間として3か月以上を要さない。 ※専任が義務付けられていない下請負人の主任技術者においては必要に応じて雇用関係を確認。
[7] 下請負人が工事の一部を再下請負に出している場合、下請負人の実質的関与状況を確認		(1回/月)程度	元請負人の実質的関与状況の確認に準じる。 ※実質的関与が認められない場合、一括下請負の疑義あり。

